

様式第11号（第19条の2関係）

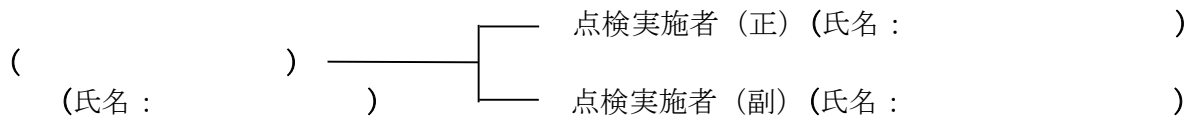
地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

志太広域事務組合管理者 様		年 月 日	
		届 出 者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____	
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 の 許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号		年 月 日	第 号
設 置 場 所			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 の 職 務 及 び 組 織			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 に 対 す る 教 育			
在 庫 管 理 の 方 法			
危 険 物 の 漏 れ が 確 認 さ れ た 場 合 に 取 る べ き 措 置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

1. 点検実施体制

点検実施にあたり、() の中からあらかじめ、正、副の点検実施者を定め、点検が適正に実施される体制を整えなければならない。



2. 在庫管理の対象設備

当該施設における点検管理の対象設備を下記に記載する。

● 地下タンク

タンク No.	油 種 名	容 量	構 造
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻

3. 点検実施体制へ関与する者への教育体制

() は点検実施者に対し、以下の教育を実施するものとする。

対象者	実施時期	内 容
点検実施者	1 回 / 年 対象者が交替した場合は、随時	(1) 点検義務等に関する基本的事項 ⇒点検実施計画書の意義・目的の理解 ⇒点検管理に関する消防法の理解 ⇒点検管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏洩検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 ⇒異常の判断基準の理解 ⇒異常時対応手順の理解

4. 点検方法

(1) 危険物の貯蔵または取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 在庫管理の方法

① 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具を用いて行うこと。

遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線または無線で遠隔通信されている。屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測したデータは、必要に応じプリントアウト（印刷）して確認することができる。

タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。
計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。

読み取り誤差がでないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

検尺棒

検尺棒は、タンク容量に対して1/100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。
(例：10KLタンクの場合は、最小目盛り100Lで刻まれたものを使用する。)

タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。(なお、検尺棒の液面付近に、油に反応(変色)する薬剤を塗布して計測すると、より読み取りやすく、正確に計測できる。)

ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、在庫量の計測は行わない。

在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取るようにする。

(例：10KLタンクで、5100Lと5200Lの間に、付着した油の位置がある場合に、その位置がほぼ中間であれば、5150Lと読み取る。)

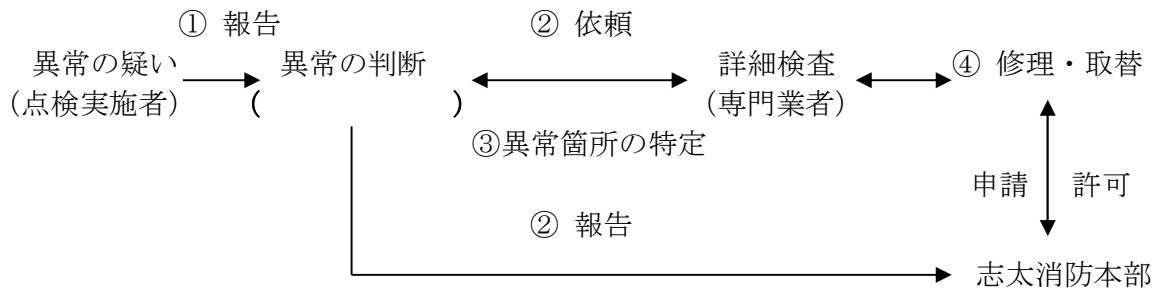
② 在庫管理は『平成16年3月18日 消防危第33号 消防庁危険物保安室長通知 別添2, (2) 在庫管理の精度』を参考とし、記録表に記録保存する。

5. 異常の判断

在庫管理時の異常

- ・ 週1回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は異常と判断する。

6. 異常時の対応



- ① 点検実施者は上記5. に記されている異常が疑われた場合は、速やかに（ ）へ報告する。
- ② （ ）は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに所轄消防署に報告するとともに、専門業者に詳細検査を依頼する。
- ③ 専門業者は異常箇所の特定を行い、（ ）へ報告する。
- ④ （ ）は志太消防本部と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請、許可を受け、復旧工事を実施する。